

2018年7月24日

## 声明

鳥取非入所者遺族国賠訴訟弁護団

本日、広島高等裁判所松江支部は、療養所に入所していなかったハンセン病患者（以下、「非入所者」）の子どもである男性（以下、「控訴人」）が、亡母の非入所者としての被害に基づく損害賠償請求権の相続分及び非入所者の子として、自ら受けた被害に基づく損害賠償を、国及び鳥取県に対して求めた訴訟について、「非入所者の被害とその相続」及び「家族としての被害」についての請求をいずれも認めず、控訴を棄却する判決を言い渡しました。

原審判決は、「非入所者の被害とその相続」については、非入所者の被害と損害賠償請求権の相続性は認めたものの、消滅時効が成立しているとして請求を認めず、「家族としての被害」については、一般論としては認めましたが、控訴人については、被害がないとして請求を棄却しました。

本判決は、「非入所者の被害とその相続」については、非入所者である亡母の被害は認めたものの、時効が成立しているとして、息子である控訴人の損害賠償は認めませんでした。

しかし、そもそも、隔離政策により、偏見差別を助長し、訴え提起はおろか声を上げることさえ極めて困難な状況に追い込んだのは国自身です。その国による消滅時効の主張は許されるべきではありません。

また、最高裁裁判官会議が昨年、特別法廷の運用に関して、偏見差別を助長したことを謝罪したように、裁判所自身も加害者であり、90年にも及ぶ隔離政策の違憲性、違法性を認識せず放置してきたのは法曹界全体です。ハンセン病問題に関して、消滅時効は観念されるべきではありません。

「家族としての被害」について、原審判決は、一般論としては、家族に対しても、国の責任を認めていましたが、本日の判決では、この点については、具体的は判断を示しておらず、控訴人の損害を認めませんでした。

本判決は、ハンセン病問題への無理解という重大な欠陥を孕んだ判決であり、控訴人のみならず、未だ根強く残る偏見差別の中で、息を潜めるようにして暮らすことを余儀なくされている多くの家族達の被害回復には、遠く及ばない判断であると断じざるをえません。

控訴人及び弁護団としては、控訴人のみならず、熊本地裁で係争中の568名の家族原告及び声を上げることすらできない多くの家族の人間回復を目指して、上訴（上告及び上告受理申立て）を行い、本判決の結論を変更すべく、全力で戦い抜く決意です。

今後とも、広範かつ絶大なるご支援を賜りたくお願い申し上げます。